

令和6年1月22日

戸田市長 菅原 文仁

プロポーザル方式業者選定説明書

下記契約の業者選定をプロポーザル方式により実施しますので、このプロポーザル方式業者選定（以下「選定」という。）に参加する意向がありましたら、下記により必要書類を作成し、提出してください。なお、選定への参加に当たっては、必ず、選定に係る告示又は指名通知書を確認し、内容を熟知の上、行ってください。

また、選定の参加に必要な書類については、この説明書の末尾に記載してある本市ホームページの契約を所管する課のページから所定の様式を取得してください。

記

1 契約の名称、履行期限等

- (1) 名 称 自然遊び場運營業務委託
- (2) 場 所 戸田市内
- (3) 履 行 期 間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 支出限度額 金985,600円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 契約の内容

- (1) 目 的 自然体験事業を推進し、子ども達が自然の中で遊べる機会を提供することで、青少年の健全育成を図ることを目的とする。
- (2) 概 要 自然環境の場（プレーパーク）において、プレーリーダー（専門家）が中心となり、子ども達がいきいきと遊べる環境をつくり、また子どもが自分たちで工夫しながら遊びを作り出していく。
※詳細は、「自然遊び場運營業務委託仕様書」のとおり
- (3) 成 果 物 年間20回以上（周知事業含む）の実施により定期的な自然環境の場を提供する。また、自然遊びを通して、子ども達の中にある自ら考える力・生きていく力を育み、体全体を使うことで、子どもに必要な体と心の発達を促進する。

3 参加表明書の提出方法及び選定基準

(1) 参加表明書の提出

- 期 間 令和6年1月22日 午前8時30分から
令和6年2月 1日 午後5時15分まで
- 場 所 戸田市 こども健やか部 児童青少年課 青少年担当
〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号
- 方 法 郵送又は持参 ※所定の様式にて期間内必着

(2) 選定基準

参加表明書が提出された後、当該提出者の中から提案書の提出を要請する者（以下「要請者」という。）を選定します。要請者の選定方法については、以下に記載の提案書の提出者を選定するための基準（以下「選定基準」という。）の要件を満たした者を要請者として選定します。また、要請者を選定するための選定項目、選定内容、提出資料及び配点は次のとおりです。

- ア 選定基準 次に定める選定項目における得点の合計が 6 点以上の者

イ 選定項目等（配点12点）

選定項目	選定内容	提出資料	配点	得点
団体の同種、類似活動等の実績	過去10年間に埼玉県及び県内市町村において、自然遊び場(プレーパーク)を運営した実績がある。(※1)	活動実績報告書等の写し	3	/3
	ない。		0	
団体に所属するスタッフ等(※2)の人数及び従事実績(プレーリーダー含む)	当該事業の運営経験を有する従事スタッフが10名以上所属している。	スタッフ名簿、スタッフの活動状況が分かるもの 自然遊び場の運営経験実績一覧	3	/3
	当該事業の運営実績を有する従事スタッフが5名以上所属している。		1	
	当該事業の運営経験を有する従事スタッフがいない。		0	
プレーリーダー(※3)の確保	確保している。	所属・契約状況が分かるもの	3	/3
	していない。		0	
地理的要件	活動拠点(※4)が戸田市内にある。		3	/3
	活動拠点(※4)が戸田市近隣地域にある。		1	
	上記に該当しない。		0	
入札参加停止措置の有無	過去2年度間に戸田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けた。	—	—2	/-2
契約履行における不正及び不誠実行為の有無	過去2年度間に戸田市発注契約において不正及び不誠実行為があった。(※入札参加停止措置には至らない行為)	—	—2	/-2

※1 プレーリーダーを配置して実施した活動を指す。

※2 参加表明団体等に所属又は登録しているスタッフとして、プレーパーク活動に従事した実績のある者(過去10年間に、他団体にて埼玉県内のプレーパークのスタッフ(プレーリーダー含む)として活動した実績も含む)。

※3 プレーリーダーとは、市区町村、民間団体等が実施する養成講座を受講している者、またはプレーパーク実施時に、遊びの創出や安全管理など、スタッフ及び子ども達を統括する立場での活動実績が3年以上ある者。

※4 団体の所在地、営業所等が戸田市内又は戸田市近隣地域にあり、不測の事態が発生した場合に、即座に対応できる体制があること。

4 提案書及び参考見積書の提出方法等

- (1) 期間 令和6年2月13日 午前8時30分から
令和6年2月22日 午後5時15分まで
- (2) 場所 戸田市 こども健やか部 児童青少年課 青少年担当
〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号
- (3) 方法 郵送又は持参 ※所定の様式にて期間内必着

5 評価基準等

(1) 評価点の算出基準等

提出された提案書のうちから契約について最適なものを特定するため、プロポーザル方式選定委員会において、以下に記載の提案書を評価するための基準（以下「評価基準」という。）に基づき提案書を審査し、評価点を算出します。算出後、評価点の最も高い提案書について、契約について最適な提案書として特定します。なお、提案書と同時に提出された選定において参考とする見積書（以下、「参考見積書」という。）に記載の見積価格（以下「参考見積価格」という。）については、評価の対象には含まれませんが、参考見積価格が支出限度額の制限の範囲を超える場合は、当該提案書を無効とし、評価点の算出は行いません。

(2) 特定者の決定方法

- ① 契約について最適な提案書として決定された提案書の提出者を、特定者として決定します。
- ② ①において、評価点の最も高い者が2者以上あるときは、参考見積価格が最も低い者を特定者として決定します。また、参考見積価格についても同額のときは、くじにより決定します。

(3) 評価基準

提案書に記載された内容を添付資料及び各種データ等により確認して評価（採点）します。また、ヒアリングを実施する場合は、ヒアリング内容についても評価の対象となります。提案の評価項目、評価基準、提出資料及び配点は次のとおりです。

- ア 評価基準 次に定める評価項目における得点の合計が 5.9、5点以上かつ各項目の点数が最低基準（項目1：3.5点 項目2：10点 項目3：10点 項目4：36点）を満たす者
- 各項目の最低基準を満たさない項目がある場合には、「特定者なし」として選定を不成立とします。

イ 評価項目等（配点119点）

評価項目	No	評価基準	配点				得点	参考資料
			優	やや優れている	やや劣っている	劣		
基本方針	1	事業の目的を理解した適切な方針や考え方が述べられているか。	7	5	3	0		
項目 1						点 / 7点 (3.5点以上)		
サービス	2	具体的な事業の向上策や対応策が提案されているか。	5	3	1	0		
	3	ニーズの把握やその対応策が提案されているか。	5	3	1	0		
	4	トラブルや苦情処理への対応策が提案されているか。	5	3	1	0		
	5	市内全域の児童が参加できる体制が整っているか。	5	3	1	0		
項目 2						点 / 20点 (10点以上)		

評価項目	No	評価基準	配点				得点	参考資料
			優	やや優れている	やや劣っている	劣		
安全管理	6	事業実施に当たり、参加者の安全確保が図られているか。	10	7	5	0		安全管理マニュアル等
	7	緊急時の連絡体制等が整っているか。また、運営スタッフに共有されているか。	5	3	1	0		緊急連絡網、緊急時マニュアル等
	8	個人情報等の取り扱いについて、適切な情報管理体制が整備されているか。	5	3	1	0		
項目 3						点 / 20点 (10点以上)		
管理運営	9	事業実施計画は仕様書の内容を満たし、魅力的な計画提案ができているか。	10	7	5	0		事業計画書
	10	プレーリーダー（活動実績3年以上）を3名以上確保できているか。	10	7	5	0		プレーリーダーとしての研修等受講実績、活動実績
	11	事業実施に必要なスタッフ数を確保しているか。	7	5	3	0		スタッフ名簿
	12	プレーリーダー等の育成、スタッフの教育等が適切にされる計画となっているか。	5	3	1	0		事業計画書
	13	収支計画及び実施計画は妥当か。	5	3	1	0		事業計画書
	14	過去3年間の運営状況はどうか。	5	3	1	0		実績報告書 決算書
	15	プレーパーク等の運営経験はあるか。	10	7	5	0		実績報告書
	16	戸田市内の既存施設（公園含む）を利用し、複数箇所の地域での活動を計画している。	10	7	5	0		事業計画書
	17	戸田市の地域の特性（※1）を踏まえた運営ができるか。	10	7	5	0		
項目 4						点 / 72点 (36点以上)		
合計						点 / 119点 (59.5点以上)		

※1 地域特性として、次の内容を加味して事業計画書を作成すること。

- ・大小の公園が市内に点在しており、市内東側は比較的中小規模の公園が多く、西側は荒川河川敷に広大な公園が多い。
- ・戸田市の人口は増加傾向が続いており、市民の平均年齢が県内市町村で最も若い。
- ・県内40市中、0歳～14歳の人口割合が最も高く、市内東側・西側に満遍なく子どもが在住している。

6 選定に関する事項

(1) ヒアリングの有無

実施する ※日時等はヒアリング実施通知書により別途通知する。

※プレゼン20分、質疑10分を予定

※ヒアリングの出席は3名までとし、業務の実施予定の管理者・担当者が同席すること。

(2) 評価内容の担保

提案書は、契約内容の一部とし、発注者の指示により実施しない提案内容を除き、提案書にある提案内容はすべて履行確認の対象となります。受注者の責により提出された提案書の内容を満たすことができなかつた場合は、再度履行又は補修するものとします。再度履行又は補修が困難あるいは合理的ではない場合は、違約金として不履行となつた評価項目の配点に応じた金額（配点1点を契約金額の1%に相当させた金額。）を支払うことを受注者に求めます。また、戸田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を行うことがあります。

(3) 虚偽の記載

当該契約の締結前に提案書等に虚偽記載が判明した場合は、その提案書等を提出した者は失格とします。契約締結後に提案書等に虚偽記載が判明した場合は、違約金として契約金額の5%を支払うことを受注者に求めます。また、戸田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を行うことがあります。

7 提出を求める提案書

(1) 提案書

提出する提案書の部数は8部（正本1部、副本7部）とし、提出書類は、A4サイズに揃え（折り込みも可）、表紙（市所定の「提案書」）を1頁とした通し番号を付するとともに、全頁数（頁の例：1/〇〇～〇〇/〇〇）を表示し、(2) その他提出書類と合せて、上記「5 評価基準等 (3) 評価基準」のNo.ごとに右端にインデックスを付して提出してください。なお、表紙以外は任意の書式とし、提出する提案書のうち1部（正本）については、表紙に所在地、商号、代表者職氏名等の必要事項を記載し、代表者印を押印してください。正本のほか複数部提出する場合のその他の部数の表紙については、商号等の記載・押印をしないでください。提案書については、正本の表紙を除き提出者名及びそれを類推させる内容（ロゴマーク等）を記載しないでください。正本の表紙を除く提案書に記載された内容により提出者名が特定される場合は、当該提出者は失格となりますので、提案書の作成にあたっては十分に注意してください。

(2) その他提出書類

その他の提出書類として、上記「5 評価基準等 (3) 評価基準 イ評価項目等」の参考に資料としている書類を提出してください。部数は8部（正本1部、副本7部）とし、表紙に「参考資料」としてください。

また、郵送で提出する場合は、発送後に所管課へ到着確認を行ってください。

8 提出を求める参考見積書

提出する参考見積書の部数は1部とし、所定の様式によるものとします。なお、参考見積書は封入封緘して提出することとし、封筒には「見積書在中」と明記し、宛先、件名、所在地、商号、代表者職氏名を記載の上、代表者印で封印してください。消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の110分の100に相当する金額を参考見積書に記載してください。

また、郵送で提出する場合は、発送後に所管課へ到着確認を行ってください。

9 結果通知及び評価状況の情報提供

(1) 特定者の決定結果通知

特定者及び特定者とならなかつた者の決定結果については、決定後、速やかに特定者決定結果通知書により通知します。

(2) 評価状況の情報提供

特定者決定結果通知日の翌日から7日以内（閉庁日を除く）を期限とし、提案書の提出者から自らが特定されなかつた理由に関する情報提供について文書による依頼があつた場合は、依頼のあつた日から起算して7日以内（閉庁日を除く）に当該提出者の評価状況を情報提供します。なお、提案書が失格、無効等になり、評価点の公表対象とならなかつた者には情報提供は行いません。

1 0 選定及び当該契約に関する質疑

- (1) 期 間 令和6年1月22日 午前8時30分から
令和6年1月31日 午後5時15分まで
- (2) 所管課 戸田市 こども健やか部 児童青少年課 青少年担当
- (3) 方 法 任意の書式に件名、質疑の内容を簡潔にまとめ、電子メールで所管課まで送信
※電話、ファクシミリ、口頭等による質問は受け付けない。期間内厳守
- (4) 回 答 令和6年2月1日 午後5時までに所管課ホームページに掲載

1 1 無効又は失格の基準等

- ① 参考見積価格が支出限度額の制限の範囲を超えるときは、提案書を無効とします。
- ② 提案の内容の実現性及び有効性の確認が出来ないときは、提案書を無効とします。
- ③ 提出された提案書が不誠実（提案書のうち提案部分がすべて白紙又は「なし」等の記述のみの場合等）であるときは、提案書を無効とします。
- ④ 提案書の内容が、発注者の定める最低基準を満たさないときは失格とします。
- ⑤ 提出された提案書に不備があった場合、訂正を求めることなく、関係する評価項目の得点を与えません。ただし、ペナルティ項目については減点として計算します。

1 2 特定者の決定後の手続き

特定者の決定後、特定者の提出した提案書等の内容を踏まえ当該契約に係る仕様書を作成します。特定者は、仕様書に基づき見積書を作成し、提出することとなります。見積書提出等の契約に関する事項については、契約の相手方となる者に対して改めて通知します。なお、特定者の決定から契約の締結までの間に、特定者が戸田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、特定者としての決定を取り消します。

1 3 その他必要があると認める事項

- ① 提案書に記載された内容については、その後の他の契約において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとします。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではありません。なお、発注者は提案内容に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとします。また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することはしません。
- ② 提案書の作成及び提出に要する費用及びヒアリングを実施する場合に要する費用は、提案者の負担とします。
- ③ 提出された提案書は、この選定以外に提出者に無断で使用しません。
- ④ 提出された提案書は、返却しません。
- ⑤ 提出後に提案書の修正は認めません。
- ⑥ 提案書の提案内容に品質等に係る試験等を要するものがある場合で、その費用が発生するときの費用は、提案者の負担とします。
- ⑦ 受付締切後に到着した提出書類は受理しないので、郵便事情等を考慮し、余裕をもって持参又は発送してください。不備を指摘された場合の再提出についても、特別の事情がある場合を除き所定の受付期間と同様とします。また、提出期限を過ぎて提出のない場合は、選定を辞退したものとみなします。

1 4 契約を所管する課

戸田市 こども健やか部 児童青少年課 青少年担当
〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号
TEL：048-441-1800（内線669）
URL(課のページ) <http://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/253/>
E-mail: jidoseisyonen@city.toda.saitama.jp